

# 平成28年度第2回庁議 会議録

[日 時] 平成28年5月2日（月）9時～10時30分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長、参与及び各部局長

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
  - (1) 臨時議会提出議案について (関係部局)
- 3 協議事項
  - (1) 総合戦略の進捗管理と地方創生推進交付金について (企画部)
  - (2) 熊本被災市町村への職員の派遣について (総務部)
  - (3) マイントピア別子観光交流施設について (経済部)
  - (4) その他
- 4 連絡事項
  - (1) 政策懇談会について (企画部)

## 1 市長あいさつ

本日の庁議の議題にもあるが、臨時市議会を5月9日に招集告示、5月16日に招集する。

また、引き続いて6月議会も始まるので、遺漏のない対応をお願いしたい。

## 2 議 事

### (1) 臨時議会提出議案について (関係部局)

市 長	それでは議事に入る。 臨時議会提出議案について、総務部、福祉部、企画部、経済部、建設部の順で説明をお願いしたい。
総務部長	総務部からは、報告1件、追加提出予定の人事案件2件について説明する。

まず、報告第5号、「専決処分した事件の承認」についてである。

議案書の1ページから24ページまでお目通しいただきたい。  
本件は、「新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例」の制定についてである。

今回の改正は、国の平成28年度税制改正による「地方税法」の一部改正に伴うもので、第1条で「新居浜市税賦課徴収条例」の一部を、第2条及び第3条で「新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例」の一部を、第4条で「新居浜市都市計画税条例」の一部を、それぞれ改正したものである。

まず、第1条から第3条までの改正についてである。

内容としては、徴収に関することでは徴収猶予及び換価の猶予における手続きの決定、担保を不要とする条件の決定、個人市民税では特定医薬品の購入費を医療費控除の対象とする特例の創設、法人市民税では法人税割の税率の変更、軽自動車税では軽自動車の取得価額に対して課す環境性能割の創設、固定資産税では、従来法律で一律に定めていた課税標準又は税額の特例措置を市町村の条例で決定できるわがまち特例の導入等が主なものである。

まず、徴収に関することについてである。

3ページの第8条、「徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法」については、徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法を、猶予に係る金額をその猶予期間内において、その者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させることができることとするものである。

4ページの第9条、「徴収猶予の申請手続等」については、徴収猶予を申請する場合、その猶予の種類に応じ、猶予該当事情の詳細、猶予を受けようとする金額・期間を記載した申請書に、猶予該当事実を証するに足る書類、財産目録、担保の提供に関する書類を添付した上で提出しなければならないとするものである。

5ページの第10条、「職権による換価の猶予の手続等」については、職権による換価の猶予をする場合に、必要があると認めるときは、財産目録、担保の提供を求めることができることとするものである。

6 ページの第 1 1 条、「申請による換価の猶予の申請手続等」については、換価の猶予を申請する場合、猶予該当事情の詳細、猶予を受けようとする金額・期間を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類を添付した上で提出しなければならないこととするものである。

第 1 2 条、「担保を徴する必要がある場合」については、徴収猶予及び換価の猶予を申請する場合に、担保を徴する必要がある場合について、猶予に係る金額が 1 0 0 万円以下である場合、猶予期間が 3 か月以内である場合、担保を徴することができない特別な事情のある場合とするものである。

次に法人市民税についてである。

7 ページの第 3 4 条の 4、「法人税割の税率」については、法人税割の税率を 8. 4 % とし、平成 2 9 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用するというものである。

次に、固定資産税関係である。

1 0 ページの第 5 6 条及び第 5 9 条は、地方税法に基づく固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者の申告及び非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者の申告についての規定である。平成 2 8 年 4 月から独立行政法人労働者健康福祉機構が、独立行政法人労働安全衛生総合研究所を統合し、独立行政法人労働者健康安全機構に改組されたことに伴う条文整備である。

次に、軽自動車税についてである。

1 0 ページの第 8 0 条、「軽自動車税の納税義務者等」については、平成 2 9 年 4 月 1 日から 3 輪以上の軽自動車の取得者に対して課す環境性能割を創設し、現行の所有者に課す軽自動車税を種別割とするというものである。

1 2 ページの第 8 1 条の 3、「環境性能割の課税標準」から、1 4 ページの第 9 1 条第 2 項まで及び 1 6 ページの附則第 1 5 条の 6「軽自動車税の環境性能割の税率の特例」から 1 8 ページの附則第 1 6 条第 4 項までについては、新しく創設される環境性能割について規定するもので、環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得価額とし、税率については環境基準の達成度合いによって、取得価額の 1 % から 3 % の 3 段階であるが、当分の間は特例を適用し、0. 5 % から 2 % の税率となる。

徴収については、環境性能割は市が課税し申告納付で徴収する

税であるが、当分の間、県が賦課徴収等を行い、市は県に賦課徴収に要する費用として徴収取扱費を交付する。また、納税義務者が申告をしなかった場合には10万円以下の過料を科し、公益のための専用、障害者が所有する場合、構造が障害者の利用のため場合は減免をするというものである。

次に、個人市民税についてである。

15ページの附則第6条、「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」については、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に一定のスイッチOTC医薬品を購入した場合、その年中に支払った合計額が1万2千円を超えるときは、超える部分の金額をその年分の総所得金額等から8万8千円を限度として控除するものである。

附則第10条の2、「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」については、固定資産税の課税標準の特例措置について、その特例割合を、津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき、新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産にあつては2分の1と、太陽光発電設備及び風力発電設備にあつては3分の2と、水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備にあつてはいずれも2分の1と、都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設の用に供する家屋及び償却資産にあつては5分の4と、それぞれするものである。

16ページの附則第10条の3、「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」については、熱損失防止改修住宅等の申告書の記載事項に国または地方公共団体からの補助金等を追加するものである。

次に、第4条「新居浜市都市計画税条例の一部改正」についてである。

20ページの第2条、「納税義務者等」については、地方税法第349条の3に規定する「固定資産税の課税標準等の特例措置」条項の追加による改正である。

附則第3項、「法附則第15条第42項の条例で定める割合」については、先に申した「新居浜市税賦課徴収条例」附則第10条の2第14項の固定資産税の改正と同様に、認定誘導事業者が整備した公共施設の用に供する家屋及び償却資産の課税標準の減額割合を都市計画税にも適用するものである。

<p>福祉部</p>	<p>以上が専決処分した条例の主な内容であるが、今回の改正に伴う市税への影響見込みについては、平成28年度における市民税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税のいずれについても、特に大きな影響はないものと考えている。</p> <p>次に、追加提出予定の人事案件についてである。</p> <p>まず、新居浜市固定資産評価員の選任については、藤田佳之氏が平成28年3月31日に辞任したため、新たに評価員を選任するについて、議会の同意を求めるものである。</p> <p>次に、新居浜港務局の監事の任命については、寺田政則氏が平成28年3月31日に辞任したため、新たに監事を任命するについて、議会の同意を求めるものである。</p> <p>福祉部からは、報告1件について説明する。</p> <p>報告第6号「専決処分した事件の承認」については、「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の制定についてである。</p> <p>議案書の25ページから27ページまでをお目通しいただきたい。</p> <p>今回の改正は、「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものである。</p> <p>改正の内容としては、まず一点目が保険料の賦課限度額の引き上げである。</p> <p>国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を現行52万円から54万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を17万円から19万円に、それぞれ引き上げるものである。なお、今回は介護納付金分の賦課限度額の変更はない。</p> <p>次に、二点目が軽減判定所得の見直しであるが、国民健康保険料の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を26万円から26万5千円に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を47万円から48万円に、それぞれ引き上げるものである。</p> <p>今回の改正に伴う保険料への影響については、賦課限度額の改正による影響として、基礎賦課額分については、約430万円の増収、後期高齢者支援金分については、約250万円の増収の見</p>
------------	--

	<p>込みとなっている。また、軽減判定所得の見直しによる影響として、基礎賦課額分及び後期高齢者支援金分については約60世帯、介護納付金分については約20世帯が対象となり、約220万円の減収の見込みとなっている。この軽減判定所得の見直しによる保険料の減収に対し、平均保険料と軽減後の保険料との差額を保険基盤安定負担金として、国・県より補てんされることとなっている。</p> <p>なお、この条例は平成28年4月1日から施行し、改正後の条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用することとしている。</p> <p>報告第7号、「専決処分した事件の承認」について説明する。 「平成27年度新居浜市一般会計補正予算（第9号）」についてである。</p> <p>処分書の1ページをお開きいただきたい。今回の補正は、10億2,694万2千円の追加で、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ512億2,209万2千円とするものである。</p> <p>2ページをお開きいただきたい。第1表歳入歳出予算補正中、歳入についてである。</p> <p>第1款、市税については、法人市民税及び固定資産税について決算の増額が見込まれることから、2億1,000万円を追加し、第2款、地方譲与税から、第10款、地方交付税については、交付額が確定したことにより、それぞれ追加計上するものである。</p> <p>歳入については、これらにより、10億2,694万2千円の追加である。</p> <p>3ページをご覧いただきたい。歳出については、第2款 総務費について、総務管理費10億2,694万2千円を追加するものである。</p> <p>次に、13ページをご覧いただきたい。平成27年度歳入歳出決算見込額の剰余分を、公共施設整備基金、財政調整基金及び減債基金に積み立てるものである。</p>
<p>企画部長</p>	<p>報告第7号、「専決処分した事件の承認」について説明する。 「平成27年度新居浜市一般会計補正予算（第9号）」についてである。</p> <p>処分書の1ページをお開きいただきたい。今回の補正は、10億2,694万2千円の追加で、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ512億2,209万2千円とするものである。</p> <p>2ページをお開きいただきたい。第1表歳入歳出予算補正中、歳入についてである。</p> <p>第1款、市税については、法人市民税及び固定資産税について決算の増額が見込まれることから、2億1,000万円を追加し、第2款、地方譲与税から、第10款、地方交付税については、交付額が確定したことにより、それぞれ追加計上するものである。</p> <p>歳入については、これらにより、10億2,694万2千円の追加である。</p> <p>3ページをご覧いただきたい。歳出については、第2款 総務費について、総務管理費10億2,694万2千円を追加するものである。</p> <p>次に、13ページをご覧いただきたい。平成27年度歳入歳出決算見込額の剰余分を、公共施設整備基金、財政調整基金及び減債基金に積み立てるものである。</p>
	<p>経済部長</p> <p>経済部からは、報告第8号及び報告第9号の報告2件について説明する。</p> <p>議案書の29ページから32ページをお目通しいただきたい。 報告第8号「専決した事件の承認」及び報告第9号「専決処分</p>

	<p>の報告」については、いずれも「損害賠償の額の決定について」である。</p> <p>平成28年3月26日午後0時23分頃、主要地方道新居浜別子山線（大永山344番1地先路上、大永山トンネルから新居浜側に約2.7kmの地点）において、リース契約による公用車が新居浜市内へ向けて北進していたところ、別子山方面へ向けて南進してきた相手方の普通自動車と接触し、双方の車両が損傷した事故に係る、相手方普通自動車とリース契約による公用車の損害賠償の額をそれぞれ決定し、いずれも平成28年4月22日、専決処分を行っている。</p> <p>損害賠償の額については、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の査定により、報告第8号では、相手方普通自動車の修理に要する費用、「111万1,000円」と決定したもので、報告し、承認を求めるものである。報告第9号では、リース契約による公用車の修理に要する費用、「16万1,400円」と決定したもので、報告するものである。</p> <p>なお、損害賠償の額については、全額、損害保険ジャパン日本興亜株式会社から支払われる予定となっている。</p>
建設部長	<p>建設部からは、報告1件について説明する。</p> <p>報告第10号「専決処分の報告」については、平成28年3月17日午後1時6分頃、市道「河又東平線」、大永山346番1地先路上において、新居浜市東平歴史資料館から南進中の普通自動車に、道路左側に面する山の斜面からの落石が衝突し、車両を損傷した事故に係る損害賠償の額を決定し、平成28年4月28日、専決処分を行ったので、報告するものである。</p> <p>損害賠償の額については、当事者との協議及び全国市有物件災害共済会の査定により、車両の修理に要する費用、「9万7,490円」と決定したものである。</p> <p>なお、損害賠償額については、全額、全国市有物件災害共済会から支払われる予定となっている。</p> <p>今後においても、危険箇所の早期発見、早期対応に努めるとともに、より一層市道の適正な維持管理に努めていく。</p>
市長	<p>議案の説明について、今回は臨時議会に係る提出議案ということで担当部局より詳細な説明を受けたが、今後、定例議会に係る</p>

	<p>議案については、庁議の後に部課長会があり、そこで課長から詳細な説明を行っていただいております、庁議の際には基本的には要点のみ説明し、どうしても庁議の場で説明・協議しておきたい点のみ説明するようにさせていただきたい。</p> <p>他に無ければ、協議事項に移る。</p>
--	---

### 3 協議事項

#### (1) 総合戦略の進捗管理と地方創生推進交付金について（企画部）

<p>企画部長</p>	<p>「総合戦略の進捗管理と地方創生推進交付金について」説明する。</p> <p>まず、総合戦略の進捗管理についてである。</p> <p>新居浜市総合戦略は、平成27年度から平成31年度までの5年において、本市の人口減少問題の克服に向けた各種事業を重点的に実施していくこととしており、4つの基本目標、31の施策のもと、100の具体的な事業、取組を進めていくこととしている。</p> <p>ご覧の表に、100の事業の主な担当課をまとめている。</p> <p>現在、事業全体の状況を把握するため、第一弾として、先日の庶務担当会議を通じて平成27年度、平成28年度の取組と今後の取組方針に係る調査をお願いしている。</p> <p>次に、第二弾として、各事業ごとに今年度いつまでに、何をするかという具体的なアクションプランの作成をお願いしたい。</p> <p>今後は、各課所から提出された調査結果に基づき、地方創生推進室で個別ヒアリングをさせていただくとともに、アクションプランに基づいて、経済・福祉・教育の戦略監と地方創生推進監を中心とする庁内連絡会を設置し、4半期ごとの進捗管理を連携して行っていきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。</p> <p>次に、地方創生推進交付金についてである。</p> <p>地方創生推進交付金については、平成27年度には、平成26年度補正予算により、地方創生先行型、消費喚起・生活支援型として、人口規模、財政力等で配分のあった2億3,169万6千円で、様々な事業を実施している。</p> <p>平成28年度は、国が提示するメニューの中から、CCRC推進や水素関連産業創出等、地方創生加速化交付金8千万円を27</p>
-------------	--



年度補正で予算措置し、取り組んでいるところであるが、交付金の使途が大幅に制限されてきている。

さらに、平成28年度地方創生推進交付金1,000億円（事業費ベースで2,000億円）が新規で創設されたが、これを受けるためには、地域再生計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けることが条件となっている。

地域再生計画は、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を行う計画であり、記載イメージのように、交付対象事業が先駆的であると認められる理由、KPI、評価の手法等を記載するもので、計画期間は概ね5か年度以内となっている。

平成28年度の地方創生推進交付金は、この地域再生計画の認定を受けた事業で、平成28年度当初予算又は6月補正予算で計上された事業、市の総合戦略に位置付けられた事業で、①しごと創生②地方への人の流れ③働き方改革④まちづくりの4つの分野のいずれかに該当する事業となっている。

交付金の申請は、事前相談が5月27日まで、国への提出期限は、6月13日から17日までとなっており、交付決定は9月前半という流れである。

また、交付金の規模は、市町村は2事業以内で、1事業に係る国費の上限額が1億円（事業費ベースで2億円）、2事業で国費2億円（事業費ベースで4億円）となっており、補助率は2分の1であるが、ソフト事業に関しては、一般財源部分についても交付税で財政措置されているので、できるだけ多くの事業を幅広く組み入れたいと考えている。

ちなみに、地域再生計画、地方創生推進交付金の対象事業としては、企画部では、「①しごと創生」の分野で、ローカルイノベーションとして水素関連産業創出を中心とするものづくり関係の計画と、「②地方への人の流れ」の分野で、CCRCを中心とするコミュニティづくり、健康づくりや生涯学習に加えて、産業遺産等の観光も含めた計画の2つを基本に作業を進めたいと考えている。

この点について、ご意見をいただければと思う。

なお、非常にタイトなスケジュールの中での策定作業となることから、関係課所においては、個別に照会やヒアリング等でご協力をいただくこととなるので、部内会等を通じて、各部局長から周知を図っていただくようお願いしたい。

教育長	地方創生推進交付金について、一度二つの計画を選定して提出すれば、5か年間の中で追加、変更できる可能性はあるか。
企画部長	追加、変更できる可能性はある。基本的にはソフト事業となっている。ソフト事業と密接に関連するハード事業も交付金の対象となっている。それによって、ソフト事業のみによる場合に比べてKPI等の十分な向上が見込まれるものは対象。ハード事業が半分より大きいようなものについては対象とされない。
教育長	CCRCの関係で「②地方への人の流れ」を選択した場合、「④まちづくり」との関連については、イメージ的に膨らませる余地はあるのか。前回の庁議でも出たが、福祉とコミュニティと教育の連携、公民館等も含めた新しいまちづくり・住民自治の仕組みづくりも該当するのかと考える。
企画部長	大きなところでは、地方へ人を呼び込もうという中で、そういう事業も取り込めたらと考える。一つは移住ということでのCCRCであり、観光として交流人口の増加、その中にコミュニティであるとか、自分たちのまちに誇りを持って暮らせるというところに組み立てていければよいと思う。
福祉部長	一事業というのは、どのような範囲を一事業と捉えるのか。
企画部長	事務事業レベルではなく、計画としては大きな内容となる。
福祉部長	先程の分野の一事業という考えか。
寺田参与	今回はパッケージを作るということになる。
企画部長	正に知恵比べとなる。裏も交付税で予算措置されているので、直接的には市の財政負担なしで取り組めることになるかと考える。
経済部長	ベースは総合戦略に記載されている事業ということでよいか。
企画部長	そうである。

<p>経済部長</p>	<p>当初予算で新型交付金を充てている事業にとらわれず事業を組み立てていく中で、取り込める事業は全て入れていっていいという考えでよいか。</p>
<p>企画部長</p>	<p>二つあり、大きな地域再生計画は5か年の計画なので幅広く捉える必要がある。28年度については、先に実施してはだめで、認められてからの事業ということになっている。繰越しもだめということであり、そうすると平成28年度事業については、非常に難しい。半年で実施しないといけないうえに、当初予算か6月補正予算に入っているものという縛りになっている。</p>
<p>市長</p>	<p>例えば、地方創生戦略の中に入っている市の28年度事業があり、それにも財源を振り分けているが、それを入れて、よければ財源振替ということによいか。一番簡単なのは、28年度当初予算に計上している戦略の事業を二本柱にまとめるということになるのか。新たなものがあれば、当然その中に入れていくことになるのではないかと思う。大きな柱を決めて、逆になるかもしれないが、集めてきてそれで柱を作るというのもある。そこは企画部の方で考えて、できれば新しい事業も考えていただきたい。</p>
<p>企画部長</p>	<p>平成28年度については、地方創生加速化交付金でほぼ取れそうなものは予算措置しているのが現状としてある。非常にタイトなスケジュールであるが、5月中には各部局との相談を行いたい。</p>
<p>市長</p>	<p>そういう意味でも、アクションプランを作って、地方創生推進監を中心に進捗管理を行い、その中で各部局が協力し、企画部で取りまとめをお願いします。</p>

(2) 熊本被災市町村への職員の派遣について (総務部)

総務部長	<p>熊本被災市町村への職員の派遣について説明する。</p> <p>去る4月14日以降に熊本県熊本地方で発生した熊本地震で被災した市町村への対応については、時系列で説明すると、4月18日(月)、愛媛県土木部建築住宅課を通じて「地震被災建築物応急危険度判定」の派遣要請があり、建築指導課丹参事を4月19日(火)から4月23日(土)までの5日間派遣している。</p> <p>次に、4月19日(火)19:00、愛媛県土木部都市計画課を通じて「被災宅地危険度判定」の派遣要請があり、下水道建設課高橋副課長、都市計画課山下副課長、水道局工務課藤田主任を4月25日から4月29日までの5日間派遣している。</p> <p>次に、4月25日(月)、愛媛県建築住宅課より連絡があり、4月28日(木)から5月2日(日)までの5日間、地震被災建築物応急危険度判定(第4陣)のため、建設部高須賀次長、建築住宅課越智主事の2名を派遣している。</p> <p>次に、5月4日(水)から5月8日(日)までの5日間派遣予定となっていた地震被災建築物応急危険度判定(第6陣)については、4月27日(水)に中止決定の連絡が入り、当面これで最後だということである。</p> <p>次に、4月27日(水)、日本水道協会(松山市公営企業局)経由で水道局に漏水調査及び修繕業務に土木職員の派遣要請があり、5月5日(木)から5月11日(水)までの7日間、水道局工務課秋山主事と秋月主事の2名を熊本市に派遣することとしている。</p> <p>次に、表にはないが、4月20日(水)、全国市長会より派遣要請に対する事前準備の調査があり、21日(木)に関係部長、市長・副市長との協議の結果、一般事務職員12人、土木職員8人、保健師4人について、5月9日から6月5日までの4週間、1週間交代、2人ペアで4班派遣可能と回答している。</p> <p>それに対応するため、4月22日(金)、愛媛県、全国市長会等からの派遣要請に迅速に対応できるよう、総務部より各部局ごとに派遣候補者の推薦を依頼(4月27日(水)取りまとめ)している。</p> <p>また、4月22日(金)、愛媛県市町振興課より、「25日(月)以降、国から県を通じたルートで派遣要請がなされる予定。罹</p>
------	---

	<p>災証明等の事務処理を行う職員が不足しており、早急な派遣が予想されるので派遣準備をしておいてほしい。詳細は追って連絡する。」との連絡があった。</p> <p>4月27日(水)、愛媛県や全国市長会からの派遣要請に迅速に対応するため、保健師の派遣について保健センターを中心に協議検討していただき、要請があった場合にすぐに派遣できるよう協議していただいている。</p>
副市長	義援金は集まっているか。
市民部長	まだ集めている状況である。
福祉部長	<p>報告だが、全国児童養護施設協議会より、新居浜市だと東新学園があるが、熊本県内の児童養護施設の児童と職員が結構疲れており、短期の受け入れができないかとの調査があった。東新学園は施設は古いが部屋は若干空いており、受け入れ可能と回答した。児童5名程度、職員3名程度ということで、5月10日までの1週間程度を予定している。現在のところ希望はないが、受け入れ可能と回答したという状況である。</p>
市長	被災地の子どもを受け入れるということか。
福祉部長	子どもと職員の受け入れである。
市長	今朝の新聞にも、養護施設・介護施設も職員が足りないがあった。介護施設職員の応援というのは無理なのか。
福祉部長	介護施設も厳しい状況である。社会福祉法人等では応援を行っているところもあると聞いている。

### (3) マイントピア別子観光交流施設について

経済部長	<p>マイントピア別子観光交流施設が、4月15日（金）12時にオープンした。施設の概要を説明する。</p> <p>今回の改修により、端出場記念館の4階は温浴施設「別子温泉～天空の湯～」と子ども用遊戯施設「あかがねキッズパーク」に生まれ変わった。</p> <p>営業時間は、別子温泉が10時～22時、あかがねキッズパークが10時～18時となっている。</p> <p>施設の管理運営は、指定管理者である株式会社マイントピア別子が行っている。</p> <p>管理委託料は利用料金制を採用し、3年間は支払いをしないこととなっている。</p> <p>年間利用者見込数は、別子温泉が20万人、あかがねキッズパークが2万5千人の目標を立てている。</p> <p>次に、これが別子温泉の見取図だが、4階の南半分が温泉部分となっている。大浴場には遠赤外線サウナ、天然温泉主浴槽、リラクゼーションバス、ジェットバス、露天に天然温泉酸素泉、炭酸泉、つぼ湯、寝転び湯等を整備している。</p> <p>今回の特徴としては、市内企業の特許技術であるマイクロバブル発生装置を使用した酸素泉と炭酸泉を露天に配したことである。</p> <p>また、大浴場の浴室は、木をイメージした「木の湯」と石をイメージした「石の湯」の2種類とし、定期的に男湯と女湯を入れ替えることにより、どちらの浴室も利用いただけるようにしている。</p> <p>更に、大浴場とは別に、ロウリュウ方式と岩塩方式といった近隣にはない2種類の岩盤浴室を新たに設け、岩盤浴利用による新陳代謝の促進で、美肌やアンチエイジング、ダイエット、美容等の効果ができるようにしている。</p> <p>料金は、大人（高校生以上）が500円、小人（小中学生）が300円、高齢者（65歳以上）が400円と設定している。岩盤浴については、入泉料の他に600円が必要となり、大人であれば計1,100円という料金設定としている。</p> <p>次に、あかがねキッズパークについて、4階の北半分ということになるが、今回屋内子ども用遊戯施設「あかがねキッズパーク」として整備した。</p>
------	---

対象者は0歳児から小学生までとし、ベビーエリア、ロールプレイエリア、交流あそびエリア、アクティブエリアを設け、それぞれのエリアに多種多様な遊具を整備し、三世代が一緒になって楽しむことができるスペースを提供している。

平日には、就園前の小さいお子さんや保育園や幼稚園、小学校の遠足や課外授業での利用を、また週末や長期休暇の際には、家族連れでの利用を想定しており、既に近隣の保育園や幼稚園への営業を行っており、公立の施設にも利用を検討していただきたい。

料金は、子どもは最初の120分が500円、延長が60分ごとに200円、大人は300円で、親子で2時間遊んで800円という設定にしている。

今回、既設の「砂金採り体験パーク」や「バーベキューハウス」との相乗効果を図るため、芝生広場の整備も図った。具体的には、屋外にフィットネス遊具や子どもが楽しむことのできるコンビネーション遊具を新たに配置し、休憩できる東屋も整備した。また、端出場記念館内のエレベーターを利用し、4階まで移動していただければ、鉱山鉄道横の坂道や駐車場からの階段を登らなくても芝生広場へ行くことができる動線も整備し、バリアフリー化も進めている。

次に、利用状況であるが、まず別子温泉は、平日で約400人、休日には約1,000人近くの方に利用いただいている。あかがねキッズパークについては、平日で約100人前後、休日が約600人ということで、予想以上の利用となっている。指定管理者では利用見込者数を2.5万人から7万人に上方修正している。

次に、オープンより半月が経過し、課題として、別子温泉では岩盤浴の周知と岩盤浴への誘客促進が挙げられる。当初温泉利用者の1.5割程度の利用者を見込んでいたが、現在1割程度の利用にとどまっており、今後誘客を図っていきたい。また、食事とのセットメニューができておらず、いろいろなセットメニューを創設し、自治会や老人クラブ等へ営業を掛けていく必要がある。

あかがねキッズパークでは、土・日、祝日の入場制限対策があり、現在は入場整理券対応とし、スムーズな入場に努めている。100名程度までの入場に制限しており、並んでいただく

	<p>のではなく、例えば30分後に入場というような整理券を渡している。次に、平日の誘客促進、他の施設とのセットメニューの創設があり、現在キッズパークと温泉のセットメニューはあるが、今後鉱山観光や東平観光等とのセットメニューを創設したいと考えている。</p> <p>次に、マイントピア別子全体の課題として、交通渋滞対策があり、ゴールデンウィークは現在のところ大きな渋滞もなく順調に推移しているが、今後、5月14日・15日に予定している「しゃく菓祭り」等では例年渋滞が見られるので、警備員の配置やシャトルバスの運行、交通渋滞周知看板の設置等の対応が取れるよう準備している。</p> <p>最後に、マイントピア別子の売上向上のため、職員に新たな施設の利用をお願いするのはもちろん、バーベキューコーナーもあり、職場の親睦会等において利用をお願いしたい。10名以上で送迎もある。12月からは夜の宴会も予定している。プレ営業として、6月からは事前予約あれば夜の宴会に対応する。事前にマイントピア別子又は運輸観光課まで問い合わせをいただき、ぜひ利用をお願いしたい。</p>
市長	<p>利用者数について、この状況でもシャトルバスの運行は必要ないのか。</p>
経済部長	<p>渋滞も端出場の駐車場の範囲でとどまっており、県道までは至っていない。</p>
市長	<p>マイントピアは、待ち時間もなくスムーズにいつているのはいいが、もう少しPRしないといけないのか、ゴールデンウィークが終わってから行こうというような心理なのかは分からない。「しゃく菓祭り」がどうなるか。</p>
副市長	<p>去年も一杯になった。</p>
市長	<p>皆さんもご利用を。 これからは、自治会、幼稚園・保育園、また近隣の東予全市へ営業を掛けるように。それと、インターネット等で流していただきたい。</p>



(4) その他

教育長	<p>お手元に資料を配っているが、新居浜市の高校1年生の岡部歩乃佳さんという生徒で、生まれつき右腕の前腕部に障がいを持った方であるが、本人は水泳を通して自分の夢の実現に向け現在頑張っている。残念ながらリオのパラリンピックには記録が若干足らずに参加できなかったが、今後東京パラリンピックに向け更に頑張っていたらと期待している。彼女を支援するという事で、新居浜市の中で後援会ができています。白いペーパーの方にあるが、今までは正会員しか無かったが、より多くの方々の支援をいただけたらということで、賛助会員として1000円一口で後援会に参加できるような仕組みを作っている。周知していただき、新居浜市出身の子どもたちが頑張れるような支援をいただけたらありがたい。申込書に記入いただき、社会教育課へお金を添えて提出いただきたい。個人では手数料等も掛かるため、申請書を預かり届けたいと思っている。ご支援をお願いしたい。</p>
阿部参与	<p>本資料は3月に配布した資料であり、リオの方は残念であったが、来年世界選手権が開催される。ソチへ行ってメダルを獲得したのがこの写真である。来年の世界選手権を目指しての国内の選考会があり、経費等がかかるそうであり、1000円の賛助会員も作ったので、ぜひご協力を。</p>
市長	<p>庁舎の懸垂幕というのは、掲げる所がなく、もう行わないのか。</p>
市民部長	<p>郷土美術館に2本あったが、もう管理できない以上、横断幕は設置できない。</p>
市長	<p>雰囲気盛り上げるというか、良いことは倍にしてやるようなことをしないと、街に元気が出てこないのではないかと。もう一度皆さんで検討をしていただきたい。</p> <p>4月30日は榎木孝明氏の特別講演会があった。</p> <p>5月1日は松山市で企業説明会を行った。</p>
経済部長	<p>企業説明会は135名の参加があった。</p>

<p>市長</p>	<p>西条市も一緒であったが、かなり盛況であった。</p> <p>フィルムコミッションの関係で、運輸観光課が担当している事業があるが、観光、映画等の誘致、先日の「科捜研の女」のように、こちらでロケをしていただくとPR効果がある。フィルムコミッションについては、CATVが中心になって考えるということであったので、CATVと一緒に市も入るといことで、よろしくお願ひしたい。</p>
<p>教育委員会事務局長</p>	<p>教育委員会から東京オリンピック事前キャンプ誘致の取り組みについて報告する。</p> <p>2020年(平成32年)に開催される東京オリンピックに関する取り組みとして、大会前に各国各競技団体が実施する事前キャンプがある。これは、日本の気候に慣れることや時差解消のために行うものであるが、事前キャンプを誘致することで、愛媛県や新居浜市の魅力を海外へアピールし、キャンプ後も交流を推進することで、インバウンド観光の拡大や経済交流による地域の活性化に繋がるものである。</p> <p>愛媛県では、昨年度「東京オリンピック事前キャンプ誘致戦略」を作成している。現在、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市の4市と愛媛県が誘致に向け積極的に取り組んでおり、今後も愛媛県などと連携しながら協議を進めていきたい。</p> <p>次の資料、これは、愛媛県が設定している本年度のスケジュールであるが、本年度は愛媛県において各国へのPRツールを作成し、発信する予定としている。新居浜市の情報も提供し、関係市と共にPRを行う。今年8月に開催されるリオデジャネイロオリンピック後、対象国への訪問や視察の受け入れなど、具体的な取り組みが開始されることになる。新居浜市も愛媛県と連携し、できることから取り組んでいきたいと思っている。</p> <p>教育委員会でもこのことについて協議を行い、オリンピック事前キャンプだけの交流にとどまらず、中学・高校の選手同士など教育上の交流、住友企業をはじめとする経済交流など様々な交流が見込まれること、また、結果として事前合宿誘致ができなかったとしても、誘致活動を通じて、新たな国際交流も大いに期待できることから、是非とも前向きに取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>そのためには、教育委員会だけでなく、経済部、企画部をは</p>

市長	<p>じめ関係部局と連携して取り組んでいくことが重要であると思っており、協力をお願いしたい。また、事前合宿誘致に関し、意見や効果的な提案、更には、とっておきの情報等があれば提供いただきたい。</p> <p>できるかどうかは分からないが、既存の施設であまりお金を掛けないのでできるのであれば、乗ってみるのもよいのでは。</p> <p>ふるさと納税に関して新聞に掲載されていたが、西条市や八幡浜市は前年比で、件数で5～6倍、金額では何十倍にもなっていた。何をどうしたか研究し、増やせるものなら増やしていただくようお願いしたい。</p>
----	---

#### 4 連絡事項

##### (1) 政策懇談会について

企画部長	<p>新居浜市政策懇談会について他2件について説明する。</p> <p>まず、新居浜市政策懇談会については、平成25年6月に設置して以来、平成25年度は「コミュニティの再生」と「経済の再生」、平成26年度は「健康都市づくり」と「教育力の向上」をテーマに加え、各ワーキンググループからご提言をいただき、平成26年度から具体的施策を予算化し事業を実施してきたところである。</p> <p>平成28年度は、これまで3年間の総括として、事業の成果を検証し、事業内容の改善、見直しをすることにより、より効果的な事業へ展開していきたいと考えている。</p> <p>検証にあたり、4つの分科会に分かれて2回程度検討していただき、最終9月あたりに全体会というような流れで実施したいと考えている。</p> <p>なお、第1回全体会は、5月31日19時からコミュニティ防災センターで開催するので、よろしくお願いしたい。</p> <p>2点目、今日お配りしているDVDは、新春ドキュメンタリードラマ「百年の計、我にあり」のドラマ部分を除いた実写版で、住友グループ広報委員会から提供していただいたものである。配布にあたっては、広報委員会から、原則として個人への配布は禁止等の条件が付けられているが、今回、研修用ビデオとして各部</p>
------	---

<p>教育長</p>	<p>局に配布するので、研鑽資料としてご利用いただきたい。部局によっては職員数が多い所もあり、別途貸出についても別子銅山文化遺産課で行いたい。この点については、庶務担当者会議で周知する。なお、その他の条件として、営業としての利用、複写は禁止されているので、順守していただきたい。</p> <p>3点目、3か年実施計画の内示について、例年第1回の庁議で行っていたが、現在、前年度決算を固め、不用額も踏まえての見直しを行っている。次回庁議で内示を行いたいと考えている。</p> <p>ちなみに、今年度はワーキンググループ的な議論で、より今までの中身を進化させていくような場を作るといことは、この中では想定されていないと理解してよいか。</p>
<p>企画部長</p>	<p>今年度は、ご提案のあった事業の内容と事業費等のシートを担当課で作成し、効果やこういうふうにした方がよいとか、あるいは効果が無いので止めた方がよいとかの議論をしていただきたい。分科会に分かれての開催を想定しているが、当然役職の忙しい方もおられるので、別の方に出て来ていただいて議論していただくというのは、全然かまわないと考えている。</p>
<p>市長</p>	<p>他になければ、これで第2回庁議を終了する。</p>